

## 東松山市情報公開・個人情報保護審議会の役割について

## 1 設置目的

東松山市における情報公開制度及び個人情報保護制度について、有識者による専門的な知見や、市民の意見を反映することによって、より適正かつ円滑な運用を図ることを目的として設置するもの

## 2 所掌事項

- (1) 東松山市情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運営に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 東松山市個人情報の保護に関する法律施行条例第17条の規定により、審議会の意見を聴くことができるとされている事項に係る諮問に応じ、調査審議すること。

## 【参考1】令和6年度の審議会の開催内容

	開催日	会議内容
第1回	令和6年 10月4日	(1) 令和5年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告） (2) その他
第2回	令和7年 2月19日	(1) 令和6年度上半期（4月から9月まで）における情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告） (2) その他

【参考2】東松山市個人情報の保護に関する法律施行条例第17条  
（審議会への諮問）

第17条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を

聴くことが特に必要であると認めるときは、東松山市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成11年東松山市条例第3号)の規定により設置する東松山市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

**【参考3】 個人情報の保護に関する法律第3章第3節**

**第3節 地方公共団体の施策**

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第12条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(区域内の事業者等への支援)

第13条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第14条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。